

## 横浜市中小企業振興基本条例に基づく 平成 27 年度の取り組み状況について

### 1 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

#### (1) 平成 27 年度の受注機会増大に向けた取り組み

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内事業者への優先発注を基本方針とし、発注を進めてきました。

平成 27 年度の人事委員会事務局の契約実績としては、物品契約は 36 件で金額が 1,719 千円、委託契約は 14 件で金額が 6,402 千円となっています。

このうち、市内中小企業者との契約実績としては、物品契約は 36 件で構成比率 100%、金額 1,719 千円で構成比率 100%となっています。委託契約は 9 件で構成比率 64.3%、金額 2,245 千円で構成比率 35.1%となっています。

#### (2) 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

発注事務において、対象事業者の所在区分及び企業規模を確認し、引き続き市内中小企業者への優先発注に努めます。

市内中小企業者への発注状況（人事委員会事務局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計			
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成 27 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	36	100.0	0.0	1,719	100.0	0.0	36	1,719	14	392
	委託	9	64.3	2.8	2,245	35.1	▲5.7	14	6,402	3	8,904
	合計	45	90.0	0.2	3,963	48.8	▲4.3	50	8,120	17	9,296
平成 26 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	36	100.0	1.8	1,909	100.0	0.2	36	1,909	14	390
	委託	8	61.5	1.5	2,975	40.8	19.0	13	7,287	4	7,977
	合計	44	89.8	▲0.3	4,884	53.1	9.1	49	9,196	18	8,368

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
件	%	%	千円	%	%	件	千円	件	千円		
平成27年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	14	87.5	▲12.5	9,209	96.9	▲3.1	16	9,501	0	0
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	合計	14	87.5	▲12.5	9,209	96.9	▲3.1	16	9,501	0	0
平成26年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	13	100.0	0.0	9,708	100.0	0.0	13	9,708	0	0
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	合計	13	100.0	0.0	9,708	100.0	0.0	13	9,708	0	0

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。